

京都府公立大学法人の設置する大学の副学長に関する規程

平成 23 年 12 月 1 日

京都府公立大学法人規程第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都府公立大学法人組織規則（平成 20 年京都府公立大学法人規則第 1 号）第 10 条に定める副学長（以下「副学長」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務代理)

第 2 条 学長に事故がある時は、あらかじめ学長が指定した副学長が、その職務を代理し、学長が欠員となったときは、その職務を行う。

(員数)

第 3 条 副学長は大学ごとに 4 名以内とする。

(任命)

第 4 条 副学長は、それぞれの大学の常勤教員の中から、学長又は学長予定者（学長選考会議の選考に基づき理事長が任命を予定する者をいう。以下同じ。）の申出に基づき、理事長が任命する。

(任期)

第 5 条 副学長の任期は、学長又は学長予定者が副学長ごとに定める。ただし、当該学長の任期の末日を超えないものとする。

2 学長が欠員となったときの副学長の任期は、後任の学長が任命される日の前日までの期間とする。

3 副学長は、再任されることができる。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 34-1 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。